

議案第10号

鳥取県立高等学校授業料等減免規則の一部改正について

鳥取県立高等学校授業料等減免規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出します。

平成25年3月16日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

◇鳥取県立高等学校授業料等減免規則の一部改正について

1 規則の改正理由

授業料等の減免の範囲の決定は、知事の権限に属することから、その基準については知事の定める規則によることとする。

2 規則案の概要

- (1) 授業料等の減免は、知事の定める規則に規定する減免事由に該当すると認めるときに行う。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県県立高等学校授業料等減免規則の一部を改正する規則案

第1条 鳥取県県立高等学校授業料等減免規則（昭和26年鳥取県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(減免の基準) 第3条 <u>学校長は、県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免に関する規則（昭和52年鳥取県規則第15号。以下「知事規則」という。）第2条の表に規定する減免事由に該当すると認めるときは、授業料、入学料及び入学選抜手数料を減免することができる。</u>	(減免の範囲) 第3条 <u>授業料、入学科及び入学選抜手数料の減免の範囲は、県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免に関する規則（昭和52年鳥取県規則第15号。以下「知事規則」という。）第2条の表に規定する減免事由に応じて、別表に定めるとおりとする。</u>

第2条 鳥取県県立高等学校授業料等減免規則の一部を次のように改正する。

別表を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県立高等学校授業料等減免規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 月 日

鳥取県教育委員長 中 島 諒 人

鳥取県教育委員会規則第 号

県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免に関する規則（抜粋）

（授業料等及び使用料の減免）

第2条 県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免は、次の表の中欄に掲げる授業料等又は使用料について行うものとし、当該授業料等又は使用料の減免を行うことができる場合は、それぞれ同表の右欄に定める事由に該当する場合とする。

区分	授業料等又は使用料	減免事由
県立学校	授業料	<p>1 修学に対する意欲があり、かつ、性行が正しい生徒が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 火災、風水害等の非常災害により授業料の支弁が困難であると認められるとき。</p> <p>(2) 保護者の疾病、障害又は死亡により授業料の支弁が困難であると認められるとき。</p> <p>(3) 通学又は下宿等（通学が困難であるためにする場合に限る。）に要する費用の多額の負担により授業料の支弁が困難であると認められるとき。</p> <p>(4) その他家計が困窮し、授業料の支弁が困難であると認められるとき。</p> <p>2 授業料の滞納により退学の処分を受けた者が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 1の(1)から(3)までのいずれかに該当するとき。</p> <p>(2) 保護者が破産手続開始の決定を受けている場合その他授業料の支弁が困難であると認められるとき。</p> <p>(3) その他減免する必要があると認められるとき。</p>
	入学料及び入学選抜手数料	火災、風水害等の非常災害により入学料及び入学選抜手数料の支弁が困難であると認められるとき。

鳥取県立高等学校授業料等減免規則（改正前）

別表

授業料等	減免事由	内容	減免の範囲		
			全日制、定時制及び通信制の課程	専攻科	
授業料	1 修学に対する意欲があり、かつ、性行が正しい生徒（以下「対象生徒」という。）について、火災、風水害等の非常災害により授業料の支弁が困難であると認められるとき。	本人を含む世帯の総所得金額（以下「総所得額」という。）が、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に定める基準を基に算出した額に1.3を乗じた額（以下「基準額」という。）の2倍の額に達しないとき。	(1) 居住する家屋が全壊し、若しくは半壊し、又は全焼し、若しくは半焼したとき。	全額免除	半額免除
			(2) (1)に該当しないとき。	半額免除	半額免除
	2 対象生徒について、保護者の疾病、障がい又は死亡により授業料の支弁が困難であると認められるとき。	(1) 両親が死亡したとき、又は死亡しているとき。 (2) 医療費等に多大な負担を必要とする疾病又は障がいを有する保護者（以下「療養中の保護者」という。）以外の保護者が地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に規定する市町村民税が課税されていない者（以下「非課税者」という。）又は均等割のみ課税されている者（以下「均等割のみ課税者」という。）であるとき。 (3) 総所得額から療養中の保護者の所得額を差し引いた金額が基準額に達しないとき。		(1) 全額免除	半額免除
				(2) 全額免除	半額免除
				(3) 半額免除	半額免除
	3 対象生徒について、通学又は下宿等（通学が困難であるためにする場合に限る。以下同じ。）に要する費用の多額の負担により授業料の支弁が困難であると認められるとき。	総所得額から次の金額を控除した金額が、基準額に達しないとき。 (1) 通学に多額の負担を要する場合にあつては、通学に利用する交通機関の1年分の定期乗車券の購入に要する経費の金額（以下「通学費」という。）から85,000円を控除した額 (2) 下宿等に多額の負担を要する場合にあつては、家賃、光熱水費及び通学費		半額免除	半額免除
	4 対象生徒について、1の項から3の項までに規定するもののほか、家計が困窮し、授業料の支弁が困難であると認められるとき。	(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者又は同法第6条の4に規定する里親が自動車事故により死亡し、又は自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）別表第2の後遺障がい第1級から第3級までに該当することとなったとき。 (2) 両親ともいないとき（死亡の場合を除く。） (3) 本人が生活保護世帯に属しているとき。 (4) 保護者のいずれもが、非課税者であるとき。 (5) 保護者のいずれもが、非課税者又は均等割のみ課税者であるとき（(4)に該当する場合を除く。） (6) 事業の倒産、失業、離婚等により、保護者（主たる家計支持者に限る。）が収入を得られなかったとき（失業にあつては、転職のための退職又は定年による退職の場合を除く。） (7) 本人と同一生計に属する者が疾病、傷害等により多大の経費を必要とするため著しく生活が困窮しているとき。 (8) (1)から(7)までに該当しないとき。	ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項に規定する生活扶助、教育扶助、住宅扶助又は医療扶助のいずれかの適用を受けている世帯（以下「生活保護世帯」という。）に属しているとき。	全額免除	半額免除
			イ 保護者のいずれもが、非課税者であるとき。	全額免除	半額免除
			ウ 保護者のいずれもが、非課税者又は均等割のみ課税者であるとき（イに該当する場合を除く。）。	全額免除	半額免除
				全額免除	半額免除
			全額免除	半額免除	
			全額免除	半額免除	
ア、(6)又は(7)に該当するとき。			全額免除	半額免除	
イ アに該当しないとき。			半額免除	半額免除	
総所得額から当該保護者の所得額を差し引いた金額が、基準額に達しないとき。			半額免除	半額免除	
総所得額から医療費の額（健康保険等で支給される療養費等及び生命保険契約等で支給される入院費給付金を控除した額をいう。）を差し引いた金額が基準額に達しないとき。			半額免除	半額免除	
ア 総所得額が基準額に達しないとき。	半額免除	半額免除			
イ 特別な理由により、家計が困窮しているため授業料の支弁が困難であり、特に減免の必要があると認められるとき。	半額免除	半額免除			
5 授業料の滞納により退学の処分を受けた者が、知事規則第2条の表に規定する減免事由に該当するとき。			未納授業料について全額免除		
入学科及び入学選抜手数料	火災、風水害等の非常災害により入学科及び入学選抜手数料の支弁が困難であると認められるとき。		全額免除		

条例名等	鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例の一部改正について
提出理由及び概要	<p>1 条例の改正理由</p> <p>県立高等学校に設置されている専攻科を廃止することに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 条例案の概要</p> <p>(1) 県立高等学校専攻科の生徒等から徴収する授業料、入学料及び入学選抜手数料を廃止する。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>ア 施行期日は、平成25年4月1日とする。</p> <p>イ その他所要の規定の整備を行う。</p>

鳥取県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県立高等学校授業料等徴収条例（昭和63年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前																																			
<p>(授業料等の徴収)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当分の間、県立高等学校の生徒に対しては、<u>授業料</u>を徴収しない。</p> <p>3 略</p> <p>(授業料等の額)</p> <p>第3条 授業料、入学料及び入学選抜手数料の額は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">金額</th> </tr> <tr> <th>授業料(年額)</th> <th>入学料</th> <th>入学選抜手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県立高等学校</td> <td>略</td> <td>480円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通信制の課程</td> <td>1単位につき290円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>		区分	金額			授業料(年額)	入学料	入学選抜手数料	県立高等学校	略	480円		通信制の課程	1単位につき290円			<p>(授業料等の徴収)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当分の間、県立高等学校の生徒に対しては、<u>専攻科の生徒その他規則で定める者を除き、授業料</u>を徴収しない。</p> <p>3 略</p> <p>(授業料等の額)</p> <p>第3条 授業料、入学料及び入学選抜手数料の額は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">金額</th> </tr> <tr> <th>授業料(年額)</th> <th>入学料</th> <th>入学選抜手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県立高等学校</td> <td>略</td> <td>480円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通信制の課程</td> <td>1単位につき290円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>専攻科</td> <td>261,600円</td> <td>10,000円</td> <td>2,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>		区分	金額			授業料(年額)	入学料	入学選抜手数料	県立高等学校	略	480円		通信制の課程	1単位につき290円			専攻科	261,600円	10,000円	2,200円
区分	金額																																				
	授業料(年額)	入学料	入学選抜手数料																																		
県立高等学校	略	480円																																			
通信制の課程	1単位につき290円																																				
区分	金額																																				
	授業料(年額)	入学料	入学選抜手数料																																		
県立高等学校	略	480円																																			
通信制の課程	1単位につき290円																																				
専攻科	261,600円	10,000円	2,200円																																		

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。